

人権教育・啓発推進計画の概要

目標

市民一人ひとりがお互いの人権を尊重する地域社会の構築

計画推進の視点

◆共生社会の実現に向けた人権教育・啓発◆一人ひとりを大切にしたい人権教育・啓発◆生涯学習としての人権教育・啓発

各人権課題に対する取り組み

◆同和問題◆女性◆子ども◆高齢者◆障害者◆外国人◆HIV (エイズウイルス) 感染者・ハンセン病患者等◆インターネットによる人権侵害◆個人情報の保護◆犯罪被害者等の課題

人権教育・啓発の推進

◆あらゆる場 (学校・幼稚園や保育所、企業・職場、地域社会、家庭) を通じた人権教育・啓発の推進
◆人権に特に関係する職業従事者 (教職員・社会教育関係職員や保健・福祉関係者、医療関係者、市職員、消防職・団員) に対する研修等の推進

計画の推進

取り組み	内容
指導者の養成	◆地域、行政、企業や民間団体における指導者の養成
人権教育・啓発の資料等の整備	◆効果的な学習教材を作成し、さまざまな場面で人権について学ぶ条件を整備
効果的な手法による人権教育・啓発の実施	◆発達段階や地域の実情に応じた取り組みの推進 ◆身近な問題をテーマにした啓発資料等の活用 ◆参加しやすい内容や手法の工夫により効果的な取り組みの推進
国、京都府、民間等との連携	◆まいづる人権啓発市民会議との連携の推進 ◆舞鶴地域行政連絡協議会等、国や関係機関との連携の推進 ◆民間団体等による取り組みの支援

3つの視点を基本に推進

人権教育・啓発推進計画を策定

市では、人権教育・啓発に係る施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的な指針となる「舞鶴市人権教育・啓発推進計画」(平成24年度を策定しました。計画では、「市民一人ひとりがお互いの人権を尊重する地域社会の構築を目標に、計画推進のための3つの視点を基本として施策の方向を示しています。

パブリック・コメント 手続制度の結果

同計画案に対し、市パブリック・コメント手続制度に基づいて意見を募集した結果、2人から4件の提出

策定にあたっては、市パブリック・コメント手続制度(市民意見提出制度)により、意見をいただきました。計画の概要は左図のとおり。

主な意見

意見の概要→市の考え方

「障害に対する正しい理解を深め、助け合い、支え合う気持ちを育むため、障害のある子どもと障害のない子どもの共同学習および交流の機会を増やす取り組みを推進、充実させる」の一文を追加してほしい。
→[第3章 学校・幼稚園]の「施設の方向」に、「④障害のある子どもと障害のない子どもの交流および共同学習を充実させることを通じて、障害に対する正しい理解を深め、子どもたちの社会性や豊かな人間性を育みます」を追加。

一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現を目標とするのであれば、その施策を教育と啓発のみに特化した計画とするのはどうか。相談窓口の充実や支援策なども必要ではないか。
→市民一人ひとりがお互いの人権を尊重する地域社会を構築するためには、人権に関する教育および啓発が重要であることから、教育・啓発を中心とした計画にしています。相談体制の充実や支援策などについては、それぞれの人権課題に対する取り組みの中で必要な施策として推進することとしています。

がりました(募集期間は1月5日～25日)。寄せられた意見は、意見を踏まえ、計画案の修正を行うものが1件、意見の趣旨がすでに盛り込まれているものが1件、市の考え方を説明し、ご理解いただくものが2件でした。概要は左表のとおり。

「**閲覧できます**」計画の内容や市パブリック・コメント1022へ。詳しくは、同室(☎66・1022)へ。



表示証を受け取る4事業所

市内初

地域の防災体制の強化へ 消防団協力量業所表示証を交付

市では、消防団協力量業所の表示制度に基づき、地域の消防団活動に対し積極的に協力いただいている4事業所を市内で初めて協力量業所として認定。3月7日、

認定基準は消防関係法令を遵守している関係員が消防団に入りやすい環境づくりや活動について積極的に配慮している災害時などに資機材を消防団に提供しているなど。市では、引き続き協力量業所を広く消防団の活性化を図っていきます。

《消防本部》

JR春のダイヤ改正 ポケットサイズ時刻表を作製

市公共交通利用促進協議会では、3月17日からのJRの春のダイヤ改正に合わせ、ポケットサイズの時刻表を作製(縦8.5×横6.5、ジャバラ折り、2万5,000部)。京都方面への特急列車と福知山・小浜方面への普通列車のダイヤを掲載するなど大変便利です。JR東・西舞鶴駅・京都駅



▶名刺サイズで持ち運びに便利

西舞鶴駅のほか市役所受付、西支所、加佐分室などで無料配布しています。
《普通列車の一部が真倉駅で停車しなくなります》JR東・西舞鶴駅・綾部駅間の所要時間を短縮するため、ダイヤ改正に合わせて、上り下り併せて普通列車9本が(☎66・1019)へ。
真倉駅に停車しなくなり、ダイヤに関するお問い合わせは、JR東舞鶴駅(☎62・2534)かJR西舞鶴駅(☎75・2310)へ。
公共交通の利用促進に関するお問い合わせは、同協議会事務局(地域振興課内、☎66・1019)へ。

生涯学習ボランティアバンク 登録団体・個人を随時募集中

自主的な生涯学習活動を同課へ郵送か持参。支援する「生涯学習ボランティアバンク」の登録団体・個人を随時募集しています。対象などは次のとおり。

◆対象 自主的な学習活動を指導する意欲のある団体(市民が市内に通勤・通学している個人が主な構成員)か個人。営利・政治・宗教を目的に活動しているものを除く。

◆登録方法 所定の用紙(社会教育課に備え付け。市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、

府から市へ権限移譲 窓口が変わります

関係法令などの改正に伴い、4月から府で行われている事務の一部が市へ権限移譲され、29事務の届け出や問い合わせの窓口が変わります。対象は販売業者や事業経営者など。権限移譲される事務と担当課は下表のとおりです。詳しくは、各担当課へ。

権限移譲される事務 (【】内は関係法令)	担当課
第二種社会福祉事業(隣保事業)の開始の届け出の受理や報告の徴収、立入検査など3事務【社会福祉法】	人権啓発推進室(☎66・1022)
墓地や納骨堂、火葬場の経営許可や廃止許可、立入検査など4事務【墓地、埋葬等に関する法律】	生活環境課(☎66・1005)
家庭用品の品質表示によって一般消費者の利益が害されている旨の申し出の受理や販売業者(卸売を除く)の調査、報告の徴収、立入検査など5事務【家庭用品品質表示法】	市民相談課(☎66・1006)
ガス用品の販売事業者からの報告の徴収や立入検査、用品の提出命令など3事務【ガス事業法】	
電気用品の販売事業者からの報告の徴収や立入検査、用品の提出命令など3事務【電気用品安全法】	
液化石油ガス器具などの販売事業者からの報告の徴収や立入検査、用品の提出命令など3事務【液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律】	
消費生活用製品の販売事業者からの報告の徴収や立入検査、製品の提出命令など3事務【消費生活用製品安全法】	観光商業課(☎66・1024)
商店街整備計画の認定など5事務【中小小売商業振興法】	

市立幼稚園、小・中学校

4月から敷地内全面禁煙 ご理解、ご協力を

4月1日から受動喫煙防止対策と喫煙防止教育を推進するため、市立の幼稚園、小・中学校の敷地内を全面禁煙にします。運動場や体育館を使用される場合や行事に参加される場合も禁煙となりますのでご理解とご協力をお願いします。詳しくは、学校教育課(☎66・1072)へ。

